



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*37 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活課)..... 1

### ○ 告示

381 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 (障害福祉課)..... 5

382 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 5

383 " ( " )..... 5

384 使用料の収納事務の委託 (建築住宅課)..... 5

### ○ 公告

入札公告 (総務事務集中課)..... 6

## 規 則

### 和歌山県規則第37号

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年8月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年和歌山県規則第100号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記第1号様式(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>設立認証申請書</p> <p>略</p> <p>(備考)</p> <p>1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。</p> <p>2・3 略</p>	<p>別記第1号様式(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>設立認証申請書</p> <p>略</p> <p>(備考)</p> <p>1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とすること。</p> <p>2・3 略</p>
<p>別記第2号様式(第3条の2関係)</p> <p>略</p> <p>補正書</p> <p>略</p> <p>(備考)</p> <p>1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。</p> <p>2~4 略</p>	<p>別記第2号様式(第3条の2関係)</p> <p>略</p> <p>補正書</p> <p>略</p> <p>(備考)</p> <p>1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とすること。</p> <p>2~4 略</p>
<p>別記第3号様式(第4条関係)</p> <p>略</p> <p>設立登記完了届出書</p> <p>略</p> <p>(備考)</p> <p>1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。</p>	<p>別記第3号様式(第4条関係)</p> <p>略</p> <p>設立登記完了届出書</p> <p>略</p> <p>(備考)</p> <p>1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とすること。</p>

2 略

## 別記第4号様式(第5条関係)

略

役員変更等届出書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2～8 略

## 別記第5号様式(第6条関係)

略

定款変更認証申請書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2～5 略

## 別記第6号様式(第7条関係)

略

定款変更届出書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2～4 略

## 別記第7号様式(第7条の2関係)

略

定款の変更の登記完了提出書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2・3 略

## 別記第8号様式(第8条関係)

略

事業報告書等提出書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2～5 略

## 別記第9号様式(第9条関係)

特定非営利活動法人の事業報告書等又は認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等の閲覧請求書

略

- (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

## 別記第10号様式(第9条関係)

特定非営利活動法人の事業報告書等又は認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等の謄写に係る写しの交付請求書

略

- (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

## 別記第11号様式(第10条関係)

略

解散認定申請書

略

2 略

## 別記第4号様式(第5条関係)

略

役員変更等届出書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2～8 略

## 別記第5号様式(第6条関係)

略

定款変更認証申請書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2～5 略

## 別記第6号様式(第7条関係)

略

定款変更届出書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2～4 略

## 別記第7号様式(第7条の2関係)

略

定款の変更の登記完了提出書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2・3 略

## 別記第8号様式(第8条関係)

略

事業報告書等提出書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2～5 略

## 別記第9号様式(第9条関係)

特定非営利活動法人の事業報告書等又は認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等の閲覧請求書

略

- (備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

## 別記第10号様式(第9条関係)

特定非営利活動法人の事業報告書等又は認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等の謄写に係る写しの交付請求書

略

- (備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

## 別記第11号様式(第10条関係)

略

解散認定申請書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 略

別記第12号様式 (第11条関係)

略

解散届出書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2・3 略

別記第13号様式 (第12条関係)

略

清算人就職届出書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 略

別記第14号様式 (第13条関係)

略

残余財産譲渡認証申請書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 略

別記第15号様式 (第14条関係)

略

清算終了届出書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 略

別記第16号様式 (第15条関係)

略

合併認証申請書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2～4 略

別記第17号様式 (第16条関係)

略

合併登記完了届出書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 略

別記第18号様式 (第17条関係)

(表)

略

(裏)

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 略

別記第12号様式 (第11条関係)

略

解散届出書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2・3 略

別記第13号様式 (第12条関係)

略

清算人就職届出書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 略

別記第14号様式 (第13条関係)

略

残余財産譲渡認証申請書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 略

別記第15号様式 (第14条関係)

略

清算終了届出書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 略

別記第16号様式 (第15条関係)

略

合併認証申請書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2～4 略

別記第 1 7 号様式 (第16条関係)

略

合併登記完了届出書

略

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 略

別記第18号様式 (第17条関係)

(表)

略

(裏)

略

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 B 列  
8 番とすること。

別記第19号様式(第18条関係)  
認定特定非営利活動法人としての認定  
を受けるための申請書

略

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列  
4 番とすること。

別記第20号様式(第19条関係)  
認定特定非営利活動法人の認定の有効  
期間の更新の申請書

略

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列  
4 番とすること。

別記第21号様式(第21条関係)  
認定特定非営利活動法人等が定款変更  
の認証を受けた場合の提出書

略

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列  
4 番とすること。

別記第22号様式(第22条関係)  
認定特定非営利活動法人等の代表者変  
更届出書

略

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列  
4 番とすること。

別記第23号様式(第23条関係)  
認定特定非営利活動法人等の役員報酬  
規程等提出書

略

(備考)  
1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番  
とすること。  
2 略

別記第24号様式(第24条関係)  
認定特定非営利活動法人等が助成金の  
支給を行った場合の実績の提出書

略

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列  
4 番とすること。

別記第25号様式(第25条関係)  
特例認定特定非営利活動法人としての  
特例認定を受けるための申請書

略

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列  
4 番とすること。

別記第26号様式(第26条関係)  
特定非営利活動促進法第63条第1項又  
は同条第2項の合併の認定を受けるた  
めの申請書

略

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列  
4 番とすること。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 B 列  
8 番とすること。

別記第19号様式(第18条関係)  
認定特定非営利活動法人としての認定  
を受けるための申請書

略

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列  
4 番とすること。

別記第20号様式(第19条関係)  
認定特定非営利活動法人の認定の有効  
期間の更新の申請書

略

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列  
4 番とすること。

別記第21号様式(第21条関係)  
認定特定非営利活動法人等が定款変更  
の認証を受けた場合の提出書

略

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列  
4 番とすること。

別記第22号様式(第22条関係)  
認定特定非営利活動法人等の代表者変  
更届出書

略

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列  
4 番とすること。

別記第23号様式(第23条関係)  
認定特定非営利活動法人等の役員報酬  
規程等提出書

略

(備考)  
1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番  
とすること。  
2 略

別記第24号様式(第24条関係)  
認定特定非営利活動法人等が助成金の  
支給を行った場合の実績の提出書

略

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列  
4 番とすること。

別記第25号様式(第25条関係)  
特例認定特定非営利活動法人としての  
特例認定を受けるための申請書

略

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列  
4 番とすること。

別記第26号様式(第26条関係)  
特定非営利活動促進法第63条第1項又  
は同条第2項の合併の認定を受けるた  
めの申請書

略

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列  
4 番とすること。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

和歌山県告示第381号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和元年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年月日
阪口昭	内科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	平成 31. 3. 31

和歌山県告示第382号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3470	岩出市岡田字才ノ神357番1の一部、里道	和歌山市和田310番地の4号 株式会社イエステージ 代表取締役 和田静佳	令和 元. 8. 13	6. 00 ┌ 6. 15	42. 94

和歌山県告示第383号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3471	岩出市中迫字中ノ池548番8、548番12の一部、548番14の一部、554番の一部、里道	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	令和 元. 8. 13	6. 00	92. 59

和歌山県告示第384号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅及びその駐車場の使用料（以下単に「使用料」という。）の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 委託の相手方

弁護士法人ライズ綜合法律事務所

埼玉県さいたま市大宮区大門町1-1 ミナトビル5F

2 委託した使用料

使用料に係る未収金のうち和歌山県営住宅を退去した者に係るもので県の指定するもの

3 委託期間

令和元年7月30日から令和2年3月31日

## 公 告

## 入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和元年8月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 調達年度及び調達案件番号

令和元年度 調達案件番号 20190048173号

## (2) 調達案件名

和歌山県民文化会館大ホール舞台幕更新備品

## (3) 調達物品の名称及び数量

和歌山県民文化会館大ホール舞台幕更新備品 一式

## (4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

## (5) 納入期限

令和元年12月13日（金）

## (6) 納入場所

和歌山県民文化会館大ホール（和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地）

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「室内装飾品」又は「その他物品関係」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

## (2) 期間

令和元年8月23日（金）から同年9月27日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

## 4 入札説明書を交付する場所及び期間

## (1) 場所

3の（1）に同じ。

## (2) 期間

3の（2）に同じ。

## 5 一般競争入札の場所及び日時等

## (1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

令和元年10月4日（金）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和元年10月3日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和元年10月3日（木）午前9時から同月4日（金）午前10時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効

な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - ア 名称  
和歌山県会計局総務事務集中課
  - イ 所在地  
郵便番号 640-8585  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
電話番号 073-441-2294  
ファクシミリ番号 073-441-2288
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否  
否
- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

## 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Renewal of the stage curtain of the main hall of Wakayama Prefectural Cultural Hall : 1 set
- (2) Time limit for tender :  
11:00 a.m. 4 October 2019 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 3 October 2019)
- (3) Contact point for the notice :  
Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan  
TEL 073-441-2294  
FAX 073-441-2288